**「生ごみ出しません袋」同意事項**

※　内容をよくお読みになり、チェック（☑）をお願いします。

1. 対象者（生ごみ言）、配布枚数

[ ]  市内在住者世帯で、生ごみを自家処理し、「生ごみを可燃ごみとして排出しないこと」を宣言できる世帯。

[ ]  配布は、一世帯30枚で、年度内で一回のみです。（ごみの減量・再資源化が目的のため、燃やせるごみ指定袋「小」と同じ大きさですが、ご理解ください）。

1. 「生ごみ出しません袋」の使用方法

[ ]  入れてよいもの・入れてはいけないもののルールを守ってください。（袋イラスト参照）

[ ]  袋を30枚使い終わるまでは、原則として「燃やせるごみ指定袋」（青袋）は使えません。ただし、袋に入らない大きさのごみを出す場合は除きます。

[ ]  燃やせるごみの曜日に集積所に出すことができます。（1回につき2袋まで）

[ ]  中身が見えないように袋全体を新聞紙で覆わないでください。

[ ]  他の世帯への譲渡はできません。

[ ]  生ごみの自家処理を途中で断念する場合は、袋を市へ返納してください。

1. 実績報告

[ ]  袋を使い終わった際には、「実績報告書」（別紙）を提出してください。

全てチェックが付いたら裏面へ

**令和７年度「生ごみ出しません袋」申請書 兼 生ごみ出しま言書**

受付印

(受付場所)

（「申請書」を記入する前に、裏面の同意事項を確認してください。）

令和６年度申請　[ ] 有・[ ] 無

申請日　　　令和　　年　　　月　　　日

郵便番号　〒３８６－

住所　上田市

自治会名　　　　　　　　　　／　世帯人数　　　　人

電話番号

世帯主氏名

申請者氏名（続柄）　　　　　　　　　　　（　　　　）

　上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第２１条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。つきましては、生ごみの自家処理を行い、「生ごみを燃やせるごみとして出さないこと」を誓います。

記

１　一般廃棄物の種類 可燃ごみ

２　減免申請の理由 「生ごみ出しません袋」利用のため

３　減免申請枚数 ３０枚

４　実施している自家処理の方法　※該当する□にチェック。（複数回答可）

[ ] 　①畑等に直接埋める

[ ] 　②段ボールコンポスト「ぱっくん」

[ ] 　やさいまる利用中の場合はチェック

[ ] 　③生ごみ処理機

[ ] 　④コンポストまたはEMバケツ

[ ] 　⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５　自家処理は、いつから始めましたか？　※該当する□にチェック。（どれか一つ）

[ ] 　①申請に合わせて

[ ] 　②１年以内

[ ] 　③５年以内

[ ] 　④５年以上前から

------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※市使用欄

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 課長／室長 | 係長 | 係 | 入力 | 受付 |
|  |  |  |  |  |